杉並区立済美小学校 竹内 明子 A-8

【活動名】 子供と教職員を危機から守る学校マネジメント

解決すべき課題

- (1) 全校挙げての「いじめ未然防止」と「いじめ問題の組織的対応」
- (2) 全教職員の服務事故防止 ~体罰ゼロ~
- (3) 働き方改革の実現 ~ 教員の長時間労働の是正~

目的や背景

- (1)について: 本校のいじめ認知件数は平成 28 年度が 12 件、平成 29 年度が 40 件であり、いじめ防止対策推進法をふまえた積極的な認知により件数が 増加したのは悪いことではない。しかし、学校としていじめ防止推進は使命であるから、「いじめの根絶」という高い目標を掲げて全教員が一致団結して取り組む。
- **(2)について:** 学校では、服務事故防止が喫緊の課題である。本校では教職員が服務事故を絶対に起こさないという強い意識向上を図っているが、全国各地 で報告されている服務事故は決して他人事ではない。これは全ての学校において同様であろう。本校の全教職員にも、服務に対する高い意識と正しい理解をも たせ、服務事故の中でも今回は特に、全国の学校の喫緊の課題である「体罰ゼロ」を目指す。
- **(3)について:** 教員の長時間労働は他の業種と比較し突出している。早急に改善していかなければ、過労死や健康を損なう恐れがあるほか、私生活の充実性 や家庭と仕事の両立も不十分になるなど問題点が多い。そのため、ブラック企業とも称される学校現場からの脱却と、ライフ・ワークバランスを充実させることを目 標とし、全教員が「働き方改革」に積極的・継続的に取り組む。

活動内容

(1)における活用及び活動内容

研修 「生活指導(講師:藤平 敦)7月28日」、「リスクマネジメント ~危機の未然防止方策~(講師:飯野 眞幸)8月2日」で研修した「いじめ未 然防止」及び「組織的ないじめ問題対応」の重要さを基本に、その課題解決のため、次の活動を行った。

本校「いじめ防止対策委員会 (右図 a.)」を活用し、既存の「学校いじめ防止対策基本方針」を改訂。 いじめを発見した場合の、「第一報の通報先(管理職・生活指導主任・学年主任)」、「事実確認の方法 (複数の教員で対応)」、「保護者への連絡の在り方やタイミング」など、いじめの組織的対応体制を見直 した。また、児童が主体的に取り組めるいじめ未然防止の取組(右図 b.)についても盛り込んだ。改訂した 「学校いじめ防止対策基本方針」をホームページに掲載(右図 c./別添資料 A)するとともに、保護者・

定期的な「いじめアンケート(児童対象)」に対し、組織的かつ迅速に対応できるよう教員の対応の流れ を示した「フローチャート図」を新たに作成。確実に実践するための校内研修も自身が講師となり実施。

区内副校長会で指導者として講師を務め、いじめ防止対策推進法に基づいた「組織的対応の重要性・ 具体的方策」及び「学校いじめ防止対策基本方針改善(改訂)にあたってのポイント」を指導し、区内全 校の改善(改訂)に尽力。

a. 対策本部のプレート 移址区的海通市等的 いじめ即止推進本部 体節防止推進本部 to the shall the

b. 未然防止の取組

学校だより 平成29年度「済美小学校いじめ防止 基本方針(改訂版)」をホームページに掲載します

本校のいじめ防止基本方針を改訂しました。10月5日より 改訂版をホームページに掲載します。

主な内容

いじめの定義

いじめの未然防止のための取組(学 で 抽地との連携でく

別添資料 - A あり

(2)における活用及び活動内容

研修 「リスクマネジメント ~危機の未然防止方策~(講師:飯野 眞幸)8 月 2 日」、「教育法規(講師:坂田 仰)7 月 26 日」で研修した「学校の 危機管理」の重要さを基本に、特に教職員の服務事故のうち「体罰防止」に焦点を当て、その課題解決のため、次の活動を行った。

本校オリジナル「体罰等防止基本方針 (右図 d.) 」を、体罰防止資料 (国・都) を基に作成。また、 保護者・地域にも、ホームページに掲載して周知。スローガン付きのポスター (右図 e.) を掲げ、体罰を 起さないための校内研修を実施。ここでも自らが講師となった。

平成 29 年 12 月に実施した「体罰調査(児童対象)」では、各学級の担任ではない別の教員を配 置し調査を実施。これは万が一担任が体罰を行っていた場合、担任を前にして児童がアンケートに書きに 〈いという状況をな〈すための危機管理上の配慮。

d. 杉並区立済美小学校 体罰等防止基本方針 この体罰防止基本方針は、 東京都教育委員会「体罰根 絶に向けた総合的な対策」や 「使命を全うする!」、「平成

29 年度版 服務事故の防止

に向けて」を基に、(後略)・・



(3)における活用及び活動内容

研修 「教育法規(講師:坂田 仰)7月26日」で研修した学校のリスク管理を通し、本校では「教員の長時間労働是正」を課題に次の活動を行った。

本校オリジナル「働き方改革プラン(右図 f./別添資料 B)」を作成し、管理職及び教員の働き方意 識を改革。 具体的な取組として、教員の週当たりの最大在校可能時間(60 時間)を定めた。また、 各教員が毎日の目標退勤時刻を設定し、週毎の総在校時間を記録・管理することにより、勤務時間へ の意識が高まり長時間労働を是正。管理職が手本となることが大切で、自ら率先して早〈退勤しPR。

教員の働き方改革の実践を、学校便り(右図 g./別添資料 C)やホームページを通して保護者・地 域に発信。学校への夜間の電話や相談を避けるよう協力を要請。

学校で発生した児童・保護者・地域に関する各種問題に対し、的確で組織的な初期対応の充実に より短期に解決。この積み重ねにより、長時間労働を短縮。

「働き方改革ポスター(右図 h.)」を作成し掲示するとともに、職員室内の当日の予定表(ホワイト ボード)に、「午後 6 時までに帰りましょう! (右図 i.)」と朱色で毎日手書きし、意識啓発。そして、教 員が気兼ねな〈年次有給休暇を年間 100%消化できるよう、管理職自身が奨励・実践。

f. 「済美小学校における 働き方改革プラン」

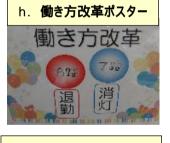
いわゆる働き方改革については 国の政策であり、業種・職種を問 わず取り組むニトが必要でも?

て、学校にお **別添資料 -** B あり

学校だより **教員の「働き方改革」を進め ています! * *

最近のニュースで、教員の長時 間労働の是正が話題となっていま す。本校で 別添資料 - C あり

するため



i. 職員室予定表で啓発

ら日子までにり争りましょう

活動の成果

- (1)について:教員の「いじめ問題の組織的対応力の向上」。例えば、いじめ発見時における「いじめ防止対策委員会」を通した組織的で迅速・確実な取組(教 員一人で抱え込まない!)や、複数の教員による正確な事実確認及び多角的で的確な指導・解決などである。また、全校朝会における、いじめをテーマにした管 理職講話・生活指導主任講話の実施及び学級活動や委員会活動を中心にしたいじめをなくす児童の取組の積み重ねが、未然防止につながっている。
- **(2)について:**「体罰を絶対に起こさない!」という、全教員の意識・行動力が向上。例えば、「私の児童への叱り方は暴言に聞こえていないか?」と同僚同士で語 気・語調を確認しあう場面や、「基本方針を読み、今まで体罰と認識していなかった事例があったので十分気を付けたい。」などという声が複数挙がっている。
- (3)について: 平成 29 年 11 月に開始してから一か月で、各教員の在校時間が週当たり平均 60 時間から 55 時間となり、目に見えて短縮。平成 30 年 3 月 末までの到達目標を全教員が「50 時間以内」とし、各教員が優先順位を明確にさせて業務を遂行するようになっている。平成 29 年 12 月に実施した学校評価 で、働き方改革をねらいとした業務改善に教員が積極的に知恵を出す姿があり、「遠足を2学年合同実施にしたらどうか。」、「教科担任制を進めたらどうか。」、「行 事を取捨選択して実施日程を分散化し、時期による業務の偏りがないようにしたらどうか。」など、意識改革と前向きなアクションが見て取れる。

アピールポイント(アイディア)

【全体において】

「いじめゼロ!」「服務事故ゼロ!」「早〈帰ろう!」を合言葉に、言葉だけで教員を指導するのではな〈、ポスター・プレート・文書・電子回覧板などを使い、具体的・ 視覚的に課題を提示。また、本校の本気の改革が保護者・地域にも伝わるよう、ホームページ・学校便り・PTA 運営委員会などで発信。

管理職自らが手本になるべく汗をかき、リーダーシップを発揮。例えば、今回の(1)いじめ、(2)服務事故防止、(3)働き方改革、に関する課題解決に 向け、自らが研修講師となった。組織を動かす際には、課題解決に必要な根拠に熱意を添えて教員に伝え、全教員を一枚岩にして動かす。

【(1)において】

区教育委員会の指示による区内全小学校の「学校いじめ防止対策基本方針」の改訂にあたっては、指定の改訂時期に合わせて講義をしたことで、各校が講義 内容を改訂に反映させやす〈し、各校の取組に貢献。各副校長から、「改善させるべきポイントがわかり、とても良かった。」、「自校の教員に内容を伝えたい。」などと いう声が届いた。本校の改訂においても同様であり、校内研修での講義を通して、いじめ防止対策委員会が取り組み、組織を強くすることができた。

別添資料

学校だより



(注) 無関係な記事は割愛してあります。

10月号

・・・済美小学校の大事なひとりになろう・・・ 〒166-0013 杉並区堀ノ内1-17-24

平成 29 年 9 月 29 日 杉並区立済美小学校

Α

平成29年度「済美小学校いじめ防止基本方針(改訂版)」を ホームページに掲載します

「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」の改訂に伴い、済美小学校のいじめ 防止基本方針も改訂しました。10月5日より改訂版をホームページに掲載しま す。

〈主な内容〉

- ① いじめの定義
- ② いじめ未然防止のための取組 (学級・学年で、学校全体で、地域との連携で)
- ③ いじめの早期発見・早期解決に向けた取組、組織的な相談体制の取組
- ④ 学校いじめ防止対策委員会のあり方 (校内における報告体制、保護者との連携、教育委員会・関係諸機関と の連携)
- ⑤ いじめの重大事態が発生した場合の対応
- ⑥ いじめ指導資料の活用
- ⑦ いじめ未然防止・早期発見の全体計画
- ⑧ いじめに対する迅速な対応(フローチャート図)
- ⑨ いじめアンケートの対応 (フローチャート図)

本校の児童が楽しく豊かな学校生活を送れるよう、「いじめ防止・早期発見・早期対応のための基本姿勢」が示されていますので、御家庭でもお子さんといじめの防止について話し合っていただければと思います。

(生活指導主任)

С

* * * 教員の「働き方改革 |を進めています! * * *

最近のニュースで、教員の長時間労働の是正が話題となっています。本校でも 長時間労働を改善するため、本格的に取り組んでいるところです。より良い教育活動のためには、教員が健康を害さないよう適正な労働時間で働き、毎日子供の前で元気な姿を見せることが必要です。

これらのことから、教員の「定時退勤促進」の一環として、午後 5 時以降の電話は基本的に施設管理員(警備員)が受けることにしております。何卒御理解の上、御協力いただけますよう、お願いいたします。

これからも学校全体で、より良い教育活動に取り組んでまいります。

(副校長 竹内 明子)

В

平成 29 年 11 月 15 日 済美小学校 副校長 竹内 明子

済美小学校における働き方改革プラン(教職員宛配付)

いわゆる働き方改革については国の政策であり、業種・職種を問わず取り組むことが必要である。よって、このことは学校においても同様であり、文部科学省・東京都教育委員会・杉並区教育委員会の重点課題ともなっている。

特に教員の長時間労働については他の業種と比較して突出している状況があり、早急に改善していかなければ、過労死や健康を損なう恐れがあるほか、私生活の充実性や家庭と仕事の両立も不十分になるなど、問題点が多い。

そのため、ブラック企業とも称される学校教育社会からの脱却を目指し、ライフ・ワークバランスを充実させることを目標とし、済美小学校でも全教職員が「働き方改革」に積極的・継続的に取り組むこととする。

機を同じくして、11月7日に、「都庁トップによる働き方改革宣言」があった。都が設けた「TOKYO働き方改革宣言制度」と併せて、各自確認をしておくことが望ましい。

【 具体的な取組 】

- (1) 管理職の意識改革
 - ① 働き方改革・休み方改革を学校経営・運営の柱の一つに据え、推進する。
 - ② 管理職も教職員も労働者の一人である。勤務時間を意識した働き方に一層取り組む。また、その実現のために組織的業務のスクラップ&ビルドを主幹教諭と共に推進する。
 - ③ 教職員の年次有給休暇の積極的な取得を推進する。管理職も、この取組の推進リーダーとして積極的に取得する。

(2) 教職員の意識改革

- ① 日々の業務は「子供のために」と考えればきりがないものであるが、教職員自身にも私生活があり、健康の維持も大変重要なものである。よって、自己の身近な業務のスクラップ&ビルドを積み重ね、各自の仕事の効率性も高めながら、長時間労働を改善させる意識をもつ。
- ② 自分自身も労働者の一人であるという自覚をもち、①を通して本来の勤務時間を意識した働き方に取り組む。
- ③ できるだけ休日には勤務をしない。
- ④ 年次有給休暇などの活用を積極的に行う。

(3) 当面の具体的な取組目標

- ① 週当たりの総在校時間が60時間(休憩時間を含む)を超えない。
- ② 平日は、一日当たりの在校時間を11時間以内(休憩時間を含む)とし、目標は午後6時までに退勤。午後7時は校内完全退勤とする。
- ③ 週休日である土日については、連続して働くことがないよう、どちらか一方は必ず休養できるようにする。
- ④ 教職員も管理職も、年次有給休暇の活用を意識し、年間 20 日の取得を目標とすること。ただし、病気の場合を除き、他の教職員に業務上の迷惑をかけないように努めること。
- (4) 自己の労働時間(在校時間)の把握(教員)

労働時間に対する意識向上と把握のため、各自教員は、1週間毎に在校時間を記録する。

◇方法:週案提出時に、前週の総在校時間(休憩時間を含む)を、提出分の週の(月)の最下段に記載する。例えば、「前週総在校時間 55 時間」、「前週総 在校時間 45 時間」など、各自記載する。この記載は、管理職への勤務時間の報告を兼ねることとする。

(5) 保護者・地域への発信と夜間の電話対応

- ① 学校便り10月号で「教員の働き方改革」について発信したところである。今後も学校評議員会やPTA運営委員会などを通して発信する。
- ② 勤務時間後の午後5時以降にかかってきた電話は、施設管理員に依頼してあるため、取らなくてよい。ただし、緊急事態などの内容によっては担任や関係者につなげることもある。

(6) 想定外の長時間労働を発生させないための取組

- ① 児童の問題行動やいじめ・あらゆる保護者対応において、丁寧で確実な初期対応を徹底すること。
 - ⇒ 時として、学校としての初期対応の不十分さにより、保護者に学校への不信感が生じ、想定外に問題がこじれることがある。解決に時間がかかり、心身共に多くの 教員が疲労する。労働時間も費やすことになる。
- ② 児童の問題行動やいじめは、どの学校にもどの学級にも起こりうるものではあるが、その防止に努めるのは教師の役割である。そのため、日頃から教員が生活指導や学習指導に丁寧に取り組み、豊かな心を育てることを通して、子供たちが充実した学校生活を送れるように努める。